

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03084

研究課題名(和文) 犯罪と裁判から見た清代モンゴルの社会史研究

研究課題名(英文) Mongolian social history in Ch'ing period which is to be resolved from observation of crimes and judgments

研究代表者

萩原 守 (HAGIHARA, Mamoru)

神戸大学・国際文化学研究所・教授

研究者番号：20208424

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：今回の研究では、2016-2019年の間、毎年9月にモンゴル国立中央古文書館にて、モンゴル法制史と社会史に関する清代の公文書を調査することができた。その結果まず、懸案であった「オドセルとナワーンの事件」の殺人・脱獄犯オドセルの再捕獲をめぐる満洲人大臣による処置の詳細、次に「巡礼僧」を自称しつつ各地を放浪していたモンゴル人ラマたちの生活実態、もう一つの懸案であったモンゴル人平民たちの人身売買規制法と裁判・社会の実態、の計3点に関して、詳しい研究成果を得ることができた。いずれも法的規制と社会実態との比較である。上記3点に関して、日本やモンゴルで何度も学会発表し、学術雑誌や単行本に発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

上記3点の研究成果の内、1点目の庫倫駐在満洲人大臣によるオドセルの再捕獲命令の詳細説明が最も高い学術的意義を有する。今回適用が確認できた『理藩院則例』の犯罪者捕獲期限の条文は、唐律、明律、清律という中国法から入ったことが確認され、中国法起源の蒙古例の実例となった。また、満洲人大臣が利用した『理藩院則例』が満文版であったと確認され、光緒初年頃の旗人官僚がなお普通に満洲語を用いていたこともわかった。最後に、今まで確認されていなかったラマ旗のシャビ(隷属民)に対する蒙古例の実効性も確認できた。残る巡礼と人身売買の2点は、いずれも法規制と社会実態とが大きくかけ離れていたことを実証した点に意義がある。

研究成果の概要(英文)：I researched official documents in Ch'ing dynasty about the legal and social history of Mongolia which were kept in the Mongolian National Central Archives in every September from 2016 to 2019. And I could write three articles.

I resolved the decision by the Manchu Minister about the reseizure of the murderer/jailbreaker Odser in "the case of Odser and Nawaan" in the first article. And I resolved real lives of Mongolian lamas who wandered here and there under the good excuse of pilgrimage in the second article. Also I resolved laws controlling human trafficking of Mongolian commoners and the actual conditions of human traffickings in the judgments or society of Mongolia in the third article. I compared laws with the actual conditions in these three articles.

研究分野：歴史学

キーワード：モンゴル法制史 蒙古例 理藩院則例 犯罪者の捕獲 遊牧民社会 モンゴル仏教

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

清代モンゴルの法制史は、古くから法典研究のみが先行していて、裁判制度の実態を研究しているのは筆者ただ一人という状況が永年にわたって続いてきた。筆者はこれまでの研究によって、清代モンゴルにおける裁判制度の概要を解明することに成功したのであるが、法的な規範と社会実態とを比較検討するというような社会史的研究には、なお着手することができていなかった。具体的に言うと、2006年に出版した専門書でも、旗長-盟長-庫倫辦事大臣-理藩院-清朝皇帝という裁判が進行する手順や、『大清律例』、『蒙古律例』、『理藩院則例』等清朝側の法典の実効性は確認できたものの、犯罪者を捕縛するための制度や、活仏の隷属民であるシャビたちとの法典の実効性、モンゴル人平民の人身売買の可否など、社会史にも関係する法制面の細かい諸問題に関しては、なお解明できていなかった。

筆者の問題関心に基づく研究の方向としては、法典の条文研究から裁判制度の実態解明へ、そして裁判実態の研究から社会実態の解明へ、という流れを考えている。この流れを一通り把握した上で再び法典条文の研究へと回帰すれば、自ずからそれまでとは異なった視点が生まれるのではないだろうか。大きな流れとしては、そのように考えている。

### 2. 研究の目的

(1) 残された諸問題の中でも、「オドセルとナワーンの事件」と筆者自らが命名した殺人事件に関しては、その初期段階における関係者の供述と判決文のみを検討できただけであって、その後の経緯に関してはほとんど解明できていなかった。それに対して、2005年の文書調査で、殺人犯オドセルが、監禁されていた庫倫(フレイ、現ウランバートル市)の監獄から脱獄したことがわかり、さらに2011年の調査では、指名手配されていたオドセルが再び捕獲されたことを記す公文書を発見できた。この脱獄から再捕獲までの間、オドセルは常に指名手配されていたはずなので、脱獄、指名手配、再捕獲という一連の動きを解明して、清代モンゴルにおける犯罪者捕獲制度を社会史的な側面から明らかにする。これが第一番目の目的であった。

(2) また、加害者のオドセルとナワーン、被害者のダグバラを初めとするラマ(僧侶)やシャビ(活仏の隷属民)たちが、チベット仏教の巡礼活動を口実にして清代モンゴルの各地を盛んに行き交っていたという当時の社会状況に関しても、この事件を検討することによって解明できる部分がかかなりあると思われる。この種の「法制史面から見た社会史」という研究手法によって、清代モンゴルの遊牧民社会の実態を明らかにすることが本科研の主目的である。

(3) 次に、2006年の拙著で扱った「ダシジドの事件」について、二木博史氏によってモンゴル人平民の人身売買問題が疑問視され、再検討する必要性が生じていた。清代の蒙古例によってモンゴル人平民の人身売買が認められていたのかどうかという大問題である。これについては、法律条文の詳細な検討と、社会実態の解明という両面からの徹底した検証が必要となる。

(4) 筆者のゼミのドクター・コースに在籍している院生のハスゴワが、清代モンゴルの社会実態を解明するという本科研に近い研究計画を持っていたため、研究協力者としてモンゴル国立大学に派遣し、当該大学のオヨーンジャルガル先生の指導下で『ホブド総務政冊』という犯罪者の供述を集積した史料の分析に当たるという計画を立てていた。

(5) できればモンゴル社会史関連の概説書を一冊、準備して出版するつもりでいた。

### 3. 研究の方法

(1) 八旗兵を除く清代の一般モンゴル人向けの法である「蒙古例」の諸法典は、これまでの研究の過程で筆者の手に既にほぼ全てそろっている。『大清律例』も同様である。そこで、現実起こった事件やその裁判に関する公文書類をモンゴル国のウランバートル市にあるモンゴル国立中央アルヒーフ(古文書館)まで毎年閲覧に行くことが、最大の課題であった。特に、

2015（平成27）年11月に本科研を申請した直後の同年12月に、突然同アルヒーフの移転と一時閉鎖とが発表され、いつ再開されるか全く不明となって一時はどうなることかと心配していた。しかし幸いなことに、科研一年目に当たる翌2016年8月の国際モンゴル学者会議の際にウランバートルを訪問すると、ちょうど文書館が再開館したとの情報を現地研究者から受け取ることができ、早速同年9月から支障なく閲覧を開始することができた。ほぼ当初の予定通りである。この点では、多分に幸運に恵まれたと言って良い。

（2）内モンゴルから出版された影印版のモンゴル文公文書史料を本科研費で購入できた。これは、清代のオールドス・ジュンガル旗の全ての残存史料を写真版で出版したものと、理藩院関係の満蒙文題本史料を前半・後半に分割して写真版で出版したものとであり、いずれも大変に高価な史料集である。研究協力者のハスゴワはこの両方の史料集を用いて、清末期の内モンゴル社会史、特にキリスト教布教活動に関する研究を開始することができ、筆者もこれらの史料集を利用できるようになった。神戸大学には、この種の影印版モンゴル文公文書史料集がかなり集まってきたので、筆者の停年退職後も、大学の持つ特色として大きな財産となるであろう。

（3）また、2014年9月に神戸大学とモンゴル国立大学との間で締結した「学术交流協定」（神戸大学側の世話役を筆者が務めている）に基づいて、2016年9月から神戸大学の院生・学部生たちが短期のスタディツアーやインターンシップ等を目的として、モンゴル国へ研修に出かけ始めたことも追い風となった。学生の引率を主目的として筆者がモンゴル国へ出張し、学生たちの研修の合間にウランバートルで学会発表をしたり、アルヒーフを訪問したりする機会ができたからである。不足しがちな出張費の一部をこれによって補うことができた。さらに2016年8月の国際モンゴル学者会議の時にモンゴル国立大学のオヨーンジャルガル先生が、神戸大学との間で「学术交流協定」に基づく「学生交換細則」を締結することを提案してくれたことが、大きな転機となった。翌2017年から相互に院生や学部生を交換するというプログラムが動き始め、本科研の研究協力者である筆者のゼミの院生たちも、モンゴル国立大学に留学してオヨーンジャルガル先生らの指導を受けつつアルヒーフの古文書史料を自由に閲覧するという機会に恵まれることとなったからである。モンゴル国立大学からは、モンゴル民族史（筆者のゼミに受け入れている）や経済学等を学ぶ交換留学生たちが毎年2名ずつ神戸大学に来ており、筆者が彼らの世話役を引き受けている。以上のようないくつかの幸運にも恵まれて、2016-2019年の4年間、筆者は毎年ウランバートルのアルヒーフを訪問し、研究協力者である院生たちも各地の学会や档案馆に出張して、たくさんの研究発表や史料調査をする事ができた。

#### 4．研究成果

（1）今回の研究では、毎年9月にモンゴル国立中央古文書館にて、モンゴル法制史と社会史に関する清代の公文書を調査することができた。その結果まず、懸案であった「オドセルとナワーンの事件」の殺人・脱獄犯オドセルの再捕獲をめぐる満洲人大臣による処置の詳細、次に「巡礼僧」を自称しつつ各地を放浪していたモンゴル人ラマたちの生活実態、もう一つの懸案であったモンゴル人平民たちの人身売買規制法と裁判・社会の実態、の計3点に関して、詳しい研究成果を得ることができた。いずれも法的規制と社会実態とを比較した研究である。上記3点に関して、日本やモンゴルで何度も学会発表し、学術雑誌や単行本に発表した。

①上記3点の主要な研究成果の内、1点目の庫倫駐在満洲人大臣によるオドセルの再捕獲命令の詳細説明が最も高い学術的意義を有する。この研究は、最初、2016年8月にウランバートルで開催された第11回国際モンゴル学者会議にて短い概略的な口頭発表をした後、2018年5月に九州大学で開催された「満族史研究会大会」で詳細な口頭発表を行い、最終的には2019年3月に

法制史学会の『法制史研究』に掲載された。まず、適用が確認できた『理藩院則例』の犯罪者捕獲期限を定めた条文の起源は中国の伝統法にあることがわかった。『唐律』に、一ヶ月間の犯罪者捕獲期限を設定した上で期限内に犯罪者を捕獲できなかった文官と武官を処罰するという条文の存在が確認出来る。続いて、その規定を受け継いだと思われる条文が『明律』にもあり、犯罪者捕獲期限は事件の発覚後一ヶ月、二ヶ月、三ヶ月と三段階に分かれていたことがわかった。この条文は引き続いて『清律』にも受け継がれ、三段階の期限区分とともに、窃盗犯、強盗犯、殺人犯という犯罪の重さとも関連づけた上で、捕獲できなかった場合の処罰を文官と兵士各々に対して定めていることが明らかになった。この清律の条文が蒙古例に入ったのである。蒙古例の中でも、乾隆年間の『蒙古律例』にはまだ入っておらず、嘉慶年間以降の『理藩院則例』の中に当該条文が導入されるようになった。以上の詳細な確認作業によって、『理藩院則例』中の犯罪者捕獲期限を定めた蒙古例条文は中国の伝統法から入ったことが確認され、中国法に起源を有する蒙古例条文の実例の一つとなった。

②次に、オドセルの脱獄・逃亡後、庫倫の満洲人大臣がこの条文に基づいて、最初の三ヶ月間、続く六ヶ月間、続く九ヶ月間、続く一年間という計四段階の捕獲期限を順々に設定して、オドセルの出身地であるエルデネ・バンディダ・ホトクトの旗の文官1名、兵士3名にオドセルの再捕獲を命令し、結局四段階のいずれの期限内にも捕獲できなかったその4名に対して、その都度条文を適用して処罰したことがはっきり確認出来た。さらに、満洲人大臣からサイン・ノヨン部盟長衙門へと送られた文書中で引用されたモンゴル文条文と法典原文中のモンゴル文条文とが、動詞命令形の語尾等の点で規則的に食い違っていることを細かく検証することによって、満洲人大臣が利用した『理藩院則例』が漢文版でも蒙文版でもなく満文版であったことがはっきり確認され、光緒初年頃の旗人官僚がなお普通に満洲語を用いていたこともわかった。

③判決文中における大臣等裁判担当者による法典条文引用の方法についても、一見すると、条文からそのまま直接引用しているような書き方をしているにもかかわらず、実際にはあちこちの法典条文を省略したり継ぎ合わせたりして、かなり自由に編集した上で引用するという方法を用いていたことがはっきりした。このような満文蒙文の判決文中の条文引用の方法を明らかにした研究は、本研究以外には、まだどこにも存在しない。

④最後に、エルデネ・バンディダ・ホトクトの旗の文官1名、兵士3名に加えて、シャビの管理を担当するシャンゾドバまでもが『理藩院則例』に基づいて満洲人大臣によって処罰されていることがわかったので、これまで確認されていなかったラマ旗のシャビ（隷属民）に対する蒙古例の実効性までもがはっきりと確認できた。

(2)「オドセルとナワーンの事件」の中に出てくるラマやシャビたちの巡礼活動に関しては、2020年2月に勉誠出版から出版された『中央アジアの歴史と現在』に論文を書き、裁判の開始に伴って作成されたモンゴル文の供述書に現れる関係者の証言から、清代モンゴルの社会史を細かく検討することができた。ここではまず、エルデネ・バンディダ・ホトクトのシャビ（隷属民）としての首犯（現代日本法で言う正犯に相当）オドセルの出自を検討し、シャビとはいうものの家畜を放牧する一般的な遊牧民の暮らしをしていたことを確認した。次いで従犯ナワーンと被害者ダグバとが暮らしていた門前町フレー（現ウランバートル市）について、最近のモンゴル国での研究を参照しつつ検討した。特にナワーンが暮らしていたウルルード・アイマク（ウルルード僧坊）とダグバが暮らしていたバルガ・アイマク（バルガ僧坊）について詳しく検討した。そして、オドセルとナワーンの二人が巡礼に出たその目的地である五台山と新バルガ八旗について、巡礼の主たる目的を中心にして色々と考察してみた。最後に、新バルガ八旗でダグバがお布施として信者たちからもらった物品を具体的に細かく分析し、清代モンゴル

における一般モンゴル人たちの借金事情についても検討してみた。結論としては、清代モンゴルにおけるラマやシャピたちを中心とする巡礼活動とは、決して純然たる宗教行為のみであったのではなく、多分に経済的な目的を伴う移動行為であったということである。

(3) 「ダシジドの事件」に関連するモンゴル人平民の人身売買行為の法的問題については、まず2018年9月にウランバートルで開催された国際シンポジウムにてその素材となる形の短い発表を行い、人身売買の実例を少し追加した後、2019年8月（歴史系のシンポジウム）と同年12月（法制史学会近畿部会）に口頭発表をした。この論文は、2020年1月に『東方学』に掲載された。この研究では、まず清代のモンゴル人の身分について細かく整理した上で、モンゴル人平民の人身売買を規制する蒙古例の条文計三ヶ条を、漢文蒙文満文にわたって詳細に検討していった。すなわち、康熙22（1683）年に制定されて『蒙古律例』巻10に収録されている条文。乾隆37（1772）年に制定されて『蒙古律例』巻2に収録されている条文。道光19（1839）年に制定されて『（道光版以降の）理藩院則例』巻9に収録されている条文。以上の三ヶ条である。この内、康熙22（1683）年制定の条文は当初から平民の人身売買を禁止する法であった。それに対して二つ目の乾隆37（1772）年制定の条文と三つ目の道光19（1839）年制定の条文とは、元々両方共に国家的な賦役の担い手を減らすことを禁止する目的で平民の人身売買を規制する条文であったが、より詳細な方の道光19（1839）年制定の三つ目の条文出現後も二つ目の条文が削除されずに残った結果、二つ目の条文は康熙22（1683）年制定の最初の条文とほぼ同趣旨の条文となり、『理藩院則例』巻41によく似た条文が二つ並存する形となった。三つ目の道光19（1839）年制定の条文は『理藩院則例』巻9にて当初からの目的通り、国家的な賦役の担い手を減らすことを禁止する条文としてずっと残った。結局、以上3ヶ条の条文ともに、清末はもちろんのこと、1911年のモンゴル国の独立後も、1918年の『欽定モンゴル国則例』に至るまで存続したので、その間ずっと法的効力を有していた可能性は高い。ところが、実際の人身売買の事例をいくつか検討してみると、時代や地域を問わず、清代のモンゴルでは平民が人身売買されるという事例がかなり頻繁に見られ、理藩院や皇帝によって摘発された場合でも、その平民の人身売買行為に対する処罰は意外にも軽微な物であった。すなわち、この研究は、法律上の規制と社会実態とがかなり大きくかけ離れていたことを実証した点に意義がある。

(4) 当初予定していた『ホブド総務政冊』の分析は、その担当を予定していた研究協力者のハスゴワが体調不良で2018年9月からの交換留学を取りやめたため、計画からはずした。幸いハスゴワはすぐ回復し、前述のオルドス・ジュンガル旗の影印版モンゴル文公文書史料集等を利用して、清末・中華民国期のオルドス地域におけるキリスト教カトリックの布教活動に関して、雑誌論文を4点発表してくれた。その内3点は査読付雑誌である。また同じく研究協力者となった包苓春も、清末の内モンゴル・ゴルロス地方における農地開発問題に関して、査読付雑誌論文を2点発表してくれた。残る2人の研究協力者の内、ナルスはドクターに入学して蒙疆政権期のモンゴル兵に関する査読付雑誌論文1点を既に発表した。最後の永良も今春ドクターに進学し、清代乾隆年間のフレー旗の財政に関する査読付論文を間もなく投稿する。

(5) 予定していた研究の内で実施できなかった物も2点ある。まず、「ダシジドの事件」における人身売買事例を再検討する論文は、出版社側の事情でなお出そうにない。重要な内容は既に『東方学』の論文に書いたもので、残る「ダシジドの事件」の訂正部分は、急がず出版機会を待ちたい。もう一点、社会史関連の概説書を出版する予定であったが、本科研で発見できた史料を生かすために、専門論文をなお3本ほど書いてから着手することにした。これから書く専門論文3点を次の科研の出発地点として、社会史関連の概説書と次の専門書につなげていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 萩原 守	4. 巻 68
2. 論文標題 清代モンゴルにおける犯罪者の捕獲期限	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 27-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名	4. 巻 1
2. 論文標題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 : , ,	6. 最初と最後の頁 57-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 萩原守 額定其劣	4. 巻 10
2. 論文標題 蒙古法制史研究動態	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 中国边疆民族研究	6. 最初と最後の頁 209-241
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 HAGIHARA Mamoru	4. 巻 1
2. 論文標題 The Time Limit of Arresting Criminals in Mongolia during Manchu Qing Period	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 Summaries of Congress Papers, The 11th International Congress of Mongolists	6. 最初と最後の頁 308-308
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 秋原 守	4. 巻 139
2. 論文標題 清代モンゴルにおける人身売買規制法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東方学	6. 最初と最後の頁 22-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 秋原 守	4. 巻 5
2. 論文標題 清代モンゴルにおける人身売買の禁止	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 グローバルな視点で見るユーラシア大陸：清朝と内陸アジア国際学術研究会 論文概要	6. 最初と最後の頁 15-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 秋原 守
2. 発表標題 清代モンゴルにおける犯罪者捕獲期限の設定
3. 学会等名 満族史研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名
2. 発表標題
3. 学会等名 ： ， ， （国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 HAGIHARA Mamoru
2. 発表標題 清代モンゴルにおける犯罪者の捕縛期限（モンゴル語で発表）
3. 学会等名 第11回国際モンゴル学会議（国際学会）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 HAGIHARA Mamoru
2. 発表標題 中国・国家図書館所蔵「崇徳3(1638)年軍律」（モンゴル語で発表）
3. 学会等名 モンゴル科学アカデミー・東北大学・内蒙古師範大学・ロシア科学アカデミーシベリア支部共催国際シンポジウム「17世紀のモンゴルと内陸アジア」（国際学会）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 萩原 守
2. 発表標題 清代モンゴルにおける人身売買の禁止
3. 学会等名 グローバルな視点でみるユーラシア大陸：第五回清朝と内陸アジア国際学術研究会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 萩原 守
2. 発表標題 清代モンゴルの人身売買規制法
3. 学会等名 法制史学会近畿部会
4. 発表年 2019年



〔図書〕 計1件

1. 著者名 松原正毅、萩原守他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勉誠出版	5. 総ページ数 192
3. 書名 中央アジアの歴史と現在	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----